

「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」の改定案
に対する意見募集結果

令和6年12月

総務省 情報流通行政局 地上放送課

「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」の改定案に対する意見募集で寄せられた意見

- 意見募集期間：令和６年１０月２５日（金）～令和６年１１月１５日（金）
- 意見提出数：２９件（放送事業者等２１件、個人８件）

（意見提出順、敬称略）

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
１	南海放送株式会社	１２	株式会社ＣＢＣラジオ
２	株式会社高知放送	１３	東海ラジオ放送株式会社
３	北陸放送株式会社	１４	西日本放送株式会社
４	株式会社ニッポン放送	１５	福井放送株式会社
５	長崎放送株式会社	１６	朝日放送ラジオ株式会社
６	株式会社文化放送	１７	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
７	株式会社南日本放送	１８	株式会社ＳＴＶラジオ
８	北海道放送株式会社	１９	一般社団法人日本民間放送連盟
９	青森放送株式会社	２０	株式会社山梨放送
１０	株式会社ＴＢＳラジオ	２１	株式会社ＭＢＳラジオ
１１	中部日本放送株式会社		個人（８件）

「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」の改定案

に対する意見及びこれに対する考え方

全般	
意見 1-1	考え方 1-1
● 基本方針の改定案に賛同	
○ 本基本方針の改定及び２回目の適用期間を設けること、適用期間の延長を可能にすること、特例措置の適用を受けるための要件改定に基本的に賛同いたします。 【株式会社文化放送】	本案に対する賛同の御意見として承ります。
○ 本基本方針を改定し、ＡＭ局の運用休止に係る特例措置の再度の適用期間を設けるとともに、適用期間の延長を可能とする、また、特例措置の適用を受けるための要件を緩和するなどの施策を行うことについては基本的に賛成の立場です。また、２回目の特例措置の適用期間終了後にＡＭ局廃止が可能となる制度整備を行う方針にも賛成します。 【北海道放送株式会社】	
○ 本基本方針を改定し、▽ＡＭ局の運用休止に係る特例措置の再度の適用期間を設けるとともに、適用期間の延長を可能とする、▽特例措置の適用を受けるための要件を緩和する——などの施策を行うことに、基本的に賛成します。 【株式会社ＴＢＳラジオ】	
○ 基本方針の改定で、再度ＡＭ局の運用休止に係る特例措置が設けられ、適用を受けるための要件、手続き等が示されたことに賛同します。 ○ 現在弊社はFM 転換を目指し、AM 局の運用休止に係る特例措置の適用を受けて、AM 中継局の運用休止に参加しています。運用休止により、聴取者から問い合わせや様々なご意見が寄せられ、ラジオ放送の役割とリスナーの期待は大きいものと認識したところです。	

○ これまでに難聴解消として FM 補完中継局を整備し、以降 AM と FM の 2 つのラジオで情報発信に努めてきました。しかしながら設備維持の経費をまかなうためのラジオ売上の見込みは年々厳しさを増しており、この 2 重投資が続くことが経営の重荷にもなっています。このため経営の選択肢として速やかに FM 転換を図り、コンテンツ制作に注力することでサービス向上に努めたいと考えております。 ○ この基本方針の改定により、FM 転換が一層進捗することを希望します。 【福井放送株式会社】	
○ 『AM局の運用休止に係る特例措置の再度の適用期間を設けるとともに、適用期間の延長を可能とする』『特例措置の適用を受けるための要件を緩和する』などの施策について、基本的に賛成します。 【朝日放送ラジオ株式会社】	
○ 「AM局の運用休止に係る特例措置」の基本方針が見直しされることについては、厳しい経営状況が続く AM ラジオ事業者にとって、特例措置適用の選択肢がさらに増えることに繋がっていくものと考え、賛同いたします。 【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】	
○ 本基本方針を改定し、▽AM局の運用休止に係る特例措置の再度の適用期間を設けるとともに、適用期間の延長を可能とする、▽特例措置の適用を受けるための要件を緩和する——などの施策を行うことに、基本的に賛成します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	
○ 本基本方針の改定案では、「デジタル時代における放送制度の在り方検討とりまとめ(第3次)」において「要件を緩和することが適当」との提言をうけ、先行されている AM ラジオ局の特例措置実施で顕在化した課題も踏まえ、これより設けられる特例措置の適用要件など緩和されている指針であり、本改定案に賛成します。 【株式会社山梨放送】	

○ 賛成だが、偏向報道を繰り返すテレビ曲の電波の帯域も一部停止、縮小させ、楽天モバイルに電波を再割り当てしてもらいたい。 【個人３】	
○ 僕が住んでいるところの免許上 AM 局の AM 波の方の中継局が特例措置期間での運用休止中でありますが、その期間が終わっても運用休止を更に延長する措置を AM 局放送事業社が判断することは良いと思う。AM 局扱いから FM 局扱いになるまでの段階的の措置を考えた方が良いと思います。次の再免許の１年前のあたりで放送免許を FM 局への転換することを向けて特例措置期間中に地域ごとに AM 局と競合する FM 局との調整も必要です。FM 波一本化のために放送事業社とリスナーとの理解を求めていると思います。 【個人６】	
意見 1-2 ● 基本方針の改定案に反対	考え方 1-2
○ 私は、AM 放送の廃止について、災害が発生した時、携帯電話回線や FM の停波などが発生したときに情報を入手するための最後の手段となりえるため、反対します。ただし、民放局の経営状況が厳しいのも理解できますので、AM 放送を廃止しない代わりに、国または自治体からの助成金を AM 放送の維持にかかるコストに限り全額支給するなどの措置を行ったほうが良いかとも思います。 【個人７】	民間 AM ラジオ放送事業者の経営状況を踏まえ、経営判断として FM 転換及び AM 局廃止を検討するための環境作りに向けた取組は必要であると考えます。 なお、本案において、災害時の対応に関する調整を行うことを引き続き特例措置の適用を受けるための要件としております。
意見 1-3 ● FM 転換の可否を判断する基準を早期に示すことを要望	考え方 1-3
○ FM 転換は、経営の選択肢として前向きに捉えています。地域により置局数も異なる現実の中、今後置局を計画的に進めていく必要がありますが、いまだに FM 転換の可否を判断する基準が示されていません。１回目の特例措置は来年１月に終了し、インターネット配信サービスもエリアカバ	頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考とさせていただきます。

一として考慮されることも踏まえて、早期に基準を示して頂きたいです。 【株式会社高知放送】	
意見 1-4 ● 特例措置に関する柔軟な対応及びFM転換・AM局廃止の早期実現を要望	考え方 1-4
○ 既に特例措置の適用を受け、民放 AM ラジオ事業者 13 社の一部の AM 局において実証実験の検証が行われています。弊社では AM 休止特例措置の適用を受ける前提として老朽化する AM 局を可能な限り早い時期に廃止し、放送設備にかかる負担軽減により経営基盤を強化していく考えをもっています。本特例措置に関する要件や手続きの柔軟な対応とともに「AM 局廃止」「FM 転換」が早期に実現できるよう強く要望します。 【株式会社山梨放送】	頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考とさせていただきます。 なお、AM局廃止については、2028 年の一斉再免許までに必要となる制度整備に先行し、特例措置の適用を受けて運用休止を行った AM 中継局について、2025 年 9 月 1 日から 2026 年 10 月 31 日までの特例措置の適用期間が終了後、AM局廃止が可能となるよう、制度整備を行うことを予定しています。
意見 1-5 ● AM局に負担なくFM転換ができる施策を要望	考え方 1-5
○ 厳しい経営状況が続く AM 局に対して、できる限り負担なく、FM 転換を選択できる施策をお願いします。 【株式会社高知放送】	頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考とさせていただきます。
意見 1-6 ● ラジオ放送事業者の個別事情に配慮するよう要望	考え方 1-6
○ また制度整備の際は、ラジオ各社の将来の経営見通し、個別事情に配慮していただくよう要望します。	頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考とさせ

【株式会社文化放送】 ○ 実際の特例措置の適用に当たっては、個別事情や要望に、可能な限り配慮していただくよう要望します。 【北海道放送株式会社】 ○ 現行の特例措置では親局のみでエリアをカバーする広域免許局は、「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用申請が難しい状況です。FM転換を業界のムーブメントにするためにも、夜間送信電力の減力など弾力的運用が可能となるよう、個別の事情を汲み上げ、寛容なご対応を希望します。 【株式会社TBSラジオ】 ○ 特例措置の適用に当たっては、ラジオ各社の個別事情や要望に、可能な限り配慮していただくよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	ていただきます。
2 特例措置の適用期間	
意見 2-1 ● 再度の特例措置の適用期間を設けることに賛同	考え方 2-1
○ 現在、弊社は1回目の特例措置を適用させていただき AM 新居浜局・八幡浜局・宇和島局の運用を休止しています。今回、2025年9月1日から2026年10月31日に2回目の特例措置を設けていただいたことで、残りのAM局につきまして、聴取者への影響を最小限にするために、2回目の特例措置を申請させていただき、FM転換に向けて着実に準備を進めることができると考えています。 【南海放送株式会社】 ○ 「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」を改定して特例措置の2回目の適用期間を明示し、民間AMラジオ放送事業者のFM転換への取り組みを引き続き後押しする内容となっていることに賛意を表します。 【青森放送株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。

○ AM局運用休止の特例措置の適用期間（2025 年 9 月 1 日～2026 年 1 0 月 3 1 日）を、再度設けることに賛同致します。 【西日本放送株式会社】	
意見 2-2 ● 再度の特例措置以降の予定に関する確認	考え方 2-2
○ 2 回目の特例措置の適用期間が示されましたが、その後はどのような計画なのかを伺いたいです。2 回の特例措置により「AM 運用休止」が実施され、特例適用局の運用休止の結果が把握できるため、以降は「AM 運用休止」を実施しなくても FM 転換を可能とすることをお考えなのでしょうか？それとも「AM 運用休止」が FM 転換の必須条件というお考えなのでしょうか？必須条件ということであれば、2028 年までに別途の特例措置適用期間を設けて頂きたいです。 【株式会社高知放送】	2028 年の一斉再免許までに必要となる制度整備に先行し、特例措置の適用を受けて運用休止を行った AM 中継局について、2025 年 9 月 1 日から 2026 年 10 月 31 日までの特例措置の適用期間が終了後、AM 局廃止が可能となるよう、制度整備を行うことを予定しています。 また、本案は AM 局の運用休止に係る特例措置の適用を受けるための要件等を定めるものであり、FM 転換の要件を定めるものではありません。
意見 2-3 ● 再度の特例措置を実際に設けることについて明確化を要望	考え方 2-3
○ 特例措置の適用期間について、「以下の 2 回を設けることとする」と示しながら 5 注釈では「2 回目の特例措置の適用期間を実際に設けるか否かは、①の特例措置の実施状況等を踏まえ判断することとなる」とあいまいな表現になっています。これにつきまして、2 回目の特例措置の適用期間を設けることを明確にいただき、AM 休止の特例措置の適用を受け、実証実験がスムーズに実施できるよう要望します。 【株式会社山梨放送】	「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和 5 年 3 月 9 日）」において、再度特例措置の適用期間を設けることについて、特例措置の実施状況等を踏まえて検討することとされていることから、現在実施されている特例措置（令

	和7年1月31日が適用期限)の実施状況等を踏まえて判断すべきものと考えます。
3 特例措置の適用を受けるための要件	
(1) 特例適用局が適切に選定されていること	
意見 3-1	考え方 3-1
● インターネット配信サービスによるカバーを考慮することに賛同 ○ ラジオの聴取環境はラジオ受信機だけによるものではなく、聴取者のニーズにより多様化しています。ラジオ受信機だけでなく、radiko等のツールで、より多くの聴取者に聞いてもらうことによって、ラジオが災害時の情報収集メディアとしての役割を担うものと考えます。 【南海放送株式会社】 ○ 「特例適用局の放送を特例適用局以外から受信し再送信するケーブルテレビによるカバーが地理的・地形的特性、経済合理性などの観点から特例適用局がカバーする一部の地域において困難な場合にあっては、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することができる。」とした点については、電波だけでなくradiko等のインターネット配信による聴取といった時代の流れに沿った聴取形態をご考慮いただいたことについて大いに評価いたします。 【北陸放送株式会社】 ○ 今回、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮していただいたことは、これまでの民間AMラジオ放送事業者の要望等を踏まえた内容ですので、大いに賛同いたします。 ○ 特に、その考慮理由の一つを「経済合理性」とされたことについて、評価いたします。 【株式会社ニッポン放送】 ○ インターネット配信（ラジコなど）の要件追加について賛同いたします。 ○ ラジオの受信端末を持っていない若年世代では、ラジコでの聴取が当たり前のようになっています。今回、ラジコの聴取を考慮していただいたことは時代の情勢に合致し、現状に沿った施策だと	本案に対する賛同の御意見として承ります。

思います。 【長崎放送株式会社】	
○ radiko 等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することに賛同します。 【株式会社文化放送】	
○ radiko 等インターネット配信サービスによるカバーが認められたことは、聴取実態からみて妥当と考える。今後、radiko の普及状況にあわせて、インターネット配信サービスによるカバーを、さらに幅広く認めていただくよう要望する。 【株式会社南日本放送】	
○ また、特例適用局がカバーする一部の地域において特例適用局以外のFM局等によるカバーが困難な場合は、radiko 等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮可能とする旨が明記された点は、情報通信技術の発達により通信手段が多様化している現在の聴取実態を反映したものと考えます。 【青森放送株式会社】	
○ radiko の利用者数は年々増えており、昨年度に総務省が実施した調査では、radiko の全年代の利用率は約14%と、NHK プラス等の配信サービスの数字を超えています。世帯カバー率の算出にあたり、radiko 等のラジオ番組のインターネット配信を補完的に考慮することは妥当であると考えます。 【中部日本放送株式会社】	
○ radiko の利用者数は年々増えており、昨年度に総務省が実施した調査では、radiko の全年代の利用率は約14%と、NHK プラス等の配信サービスの数字を超えています。世帯カバー率の算出にあたり、radiko 等のラジオ番組のインターネット配信を補完的に考慮することは妥当であると考えます。 【株式会社CBCラジオ】	
○ 適用の要件として、「radiko 等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮できる」ことが	

追加されたことには、賛同致します。 【西日本放送株式会社】	
○ 特例適用局の運用休止において FM 補完中継局と CATV によるカバーが困難な場合に、radiko 等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することが出来た点に賛同します。 【福井放送株式会社】	
○ 「～radiko 等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することができる。」に関して、radiko によるラジオ聴取者がかなりの割合を占めるようになっている現状において、インターネット配信サービスによるカバーを考慮できるようにすることは、聴取の実態を反映した改定であると考えられ、賛同いたします。 【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】	
○ AM も FM もエリア外となる聴取者に対する代替手段としては、radiko 等のインターネット配信サービスの考慮は妥当であると考えます。 【株式会社 S T V ラジオ】	
○ 特例措置を受けるための要件として、地理的・地形的特性、経済合理性などの観点から特例適用局がカバーする一部の地域において困難な場合にあっては「Radiko 等のインターネット配信サービス」によるカバーを考慮することができる指針について賛成します。 【株式会社山梨放送】	
○ 「特例適用局以外の AM 局、FM 局（特例措置の適用期間中に新設を計画する FM 局を含む）及び特例適用局の放送を特例適用局以外から受信し再送信するケーブルテレビによるカバーが、地理的・地形的特性、経済合理性などの観点から特例適用局がカバーする一部の地域において困難な場合にあっては、radiko 等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することができる」との提言に賛同します。 【株式会社 M B S ラジオ】	
意見 3-2	考え方 3-2

● インターネット配信サービスによるカバーを考慮することに反対	
○ 基本方針の３ページ、４ページに記載されている、ラジオ放送が聴取できなくなる地域の住民に対して補完する手段として、特例適用局がカバーする一部の地域において困難な場合にあっては、radiko等のインターネット配信サービスでの利用について周知を行うことが記載されています。 しかしながら、高齢者等のインターネットの利用を行わない方々は、補完の手段とならないことから、当該の一部の住民においてラジオ放送が聴取できない可能性があると考えられます。この要件についての考え方について、確認させていただきたい。 【個人１】	「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第３次）」において、「radiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和することが適当」との提言があったことを踏まえ、インターネット配信サービスによるカバーを考慮することが適当であると考えます。
○ 「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」の改定案にて一番に大きな改定だと考えているのは、AM波の休止によって補うものにインターネットサービスradikoでのカバーを認めたことにあるのではないかと。私自身、radikoのプラットフォーム推進室長の方にお話をお伺いしたことがあるが、元々、radikoの設立経緯としてラジオそのもののサービスを再価値化をすることが目的であると説明されていた。もちろん、放送の補完としての役割を果たすこともあるとは仰ってはいたものの、私はAM波が休止していてクリアに聴くことができないからと代用手段にするものではないと考える。確かに、AM波での聴取者は減ってきていることは私の肌でも感じている。周囲でラジオを聴取している方の多くはradikoを利用している。 ○ しかし、平常時は良いとしても災害時で見るとどうだろうか。災害時にradikoのサービスを安定して使用できるのだろうか。普段スマートスピーカーで聴取している方は、災害時は停電すると仮定して、Wi-Fiが作用せず、スピーカー自体の給電が出来たとしても使用することは不可能だ。また、radikoを使用する上で最もポピュラーであろう、スマートフォンに関しては電池残量の持ちが心配であろう。スマートフォンはradikoのためだけに使用するのではなく、連絡手段や他の手段にて情報を得る手段として使用すると予想される。また、避難所などで安定して充電が可能なのかという問題もあるだろう。 ○ その点からも、ラジオ受信機を別で用意し、乾電池を使用して聴くということが最もベストな方法	なお、本案において、災害時の対応に関する調整を行うことを引き続き特例措置の適用を受けるための要件としております。

なのではないだろうか。スマートフォンは、さまざまな機能を持ち合わせており、radiko を使用することで、ラジオの聴取に関しても、インターネット回線さえあれば場所に囚われず、クリアに聴取することができるためにとても便利なサービスである。しかし、災害時という観点から見ると電波を受信して聴取するということが必要不可欠ではないだろうか。 ○ 特に AM 放送は遠くまで届く性質があるために、FM 補完放送でもカバーできないような、山間部の地域でも受信することができていた。そういった地域での災害時の情報を得る手段をなくしてしまうということに繋がってしまうのではないだろうか。そういった点のリスクに関しても、この度の実証実験にて今一度考えてもらいたい。 【個人 2】	
意見 3-3 ● インターネット配信サービスによるカバーを考慮する際の要件の緩和を要望	考え方 3-3
○ 北海道では AM の特性を生かして山間部を越え、広いエリアに電波を届けており、FM に置き換えたとしても多くの難聴世帯が生じます。この度の改定案により、特例適用局の放送について radiko 等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することができるようになることには賛同いたします。 ○ しかしながら、AM 親局・大出力の中継局合わせて 17 局で国土の 22% を占める北海道の広大なエリアをカバーしているため、全ての AM 中継局について FM 補完局を作ることは経営的にも人的リソース的にも非常に困難な状況です。よって、聴取者への影響を最小限にすることに重点を置きながらも、社会的状況に応じて AM 中継局をインターネット配信のみで代替することや、その他の手段についての検討も要望します。 ○ 現行の法制度の中で、AM 中継局廃止に向けて FM 補完局を置局する努力をしていますが、その結果、経営はますます厳しい状況となります。かといって AM 中継局を維持したとしても、近い将来経営が成り立たなくなります。 【北海道放送株式会社】	AM 局の運用休止に係る特例措置は、AM 放送事業者が経営の選択肢として、FM 転換や AM 局廃止を検討するに当たって設けるものであり、基本的には FM 補完中継局等の放送により世帯・エリアカバーを行うことが前提であると考えます。 本案では、特例措置の適用を受けるに当たって、例外としてインターネット配信サービスによるカバーを考慮することができるとしたものであり、休止する AM 局がカバーする一部の地域をインターネット配信サービスによることを要件とすることが適当であると考えます。

○ ラジオ放送の代替メディアとして radiko 等のインターネット配信サービスが認められたことに賛意を表します。 ○ しかし、「(個々の) 特例適用局がカバーする一部の地域における限定適用」という制限が緩和されないことで、まだ多くの AM 局（特に AM 中継局）が対象外となります。 ○ 各 AM ラジオ事業者にとって、AM 局運用休止は FM 転換計画のファーストステップであり、この初動段階に於いて多くの AM 局が特例措置の対象外となることは避けたいところであります。 ○ つきましては、「radiko による代替カバー」に関する要件の緩和を要望致します。 【東海ラジオ放送株式会社】	
意見 3-4 ● 考慮することができるインターネット配信サービスの条件について要望	考え方 3-4
<要旨> ○ 「radiko 等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することができる」について、既存の AM 放送（無料放送）の代替であることから、「無料で利用できるサービスであること」「インターネット配信サービスによるカバーを想定する地域で、使用機器を問わずに『確実に』当該サービスを利用できること」「AM 放送との遅延を、許容できる最低限度にとどめられているサービスであること」を必要条件とすることを求めます。 <無料で利用できるサービスであること> ○ AM 局においては radiko（基本サービスのみ）を想定しており、radiko プレミアムは対象外とすべきです。 <カバー想定地域で使用機器を問わずに『確実に』当該サービスを利用できること> ○ コミュニティ放送局や NHK におけるインターネット配信サービス（FM プラプラ、らじるらじるなど）は日本の IP アドレスであればパソコン（固定回線）・スマートフォン（4G・5G 回線利用）を	本案に対する一つの見解として承ります。

問わずに利用できます。

- しかし、AM 局が提供する radiko の基本サービスでは都道府県単位での地域制限があります。固定回線では IP アドレスを基に地域判定を行うため、実際の現在地と異なる都道府県と扱われることが多々あります（県境の地域で隣県扱いされるなど）。このため、radiko の基本サービスではカバーできない事例が県境地域を中心に多々発生いたしますので、当該地域において radiko 基本サービスをサービスエリアに含めることを不適切とするべきです。
- 具体例を挙げますと、鹿児島県曾於市（旧財部町・末吉町）は固定回線では宮崎県（NTT 光回線の場合）または福岡県（BTV ケーブルテレビの場合）と扱われるため、radiko 基本サービスをもって南日本放送（鹿児島県の AM 局）のサービスエリアであるとしてはいけません。南日本放送が曾於市（旧財部町・末吉町）を radiko でカバーする場合は、同社の radiko 基本サービスの提供地域に宮崎県と福岡県を加えること、または都道府県単位での地域制限そのものを撤廃することを要件とするべきです。

<AM 放送との遅延について>

- radiko 社が 2024 年 4 月 10 日提出の資料で自ら認めていますように、現状では「ラジコオーディオアド」（ターゲティング広告）の挿入により 32 秒から 100 秒程度の遅延が発生しています。
- コミュニティ放送局の配信サービスが最短 1 秒程度の遅延（FM プラプラによる実測）に留められている以上、コミュニティ放送局と同程度の遅延に留めることを要件とするべきです。

<その他>

- 政見放送の配信。現状では radiko やらじるらじるでは配信されません。公職選挙法などの改正を要すると思われますが、AM 放送の代替としてインターネット配信サービスを活用する以上、前向きに検討いただきたいと思います。

【個人 8】

意見 3-5 ● カバー率の算出や申請書類の具体化を要望	考え方 3-5
○ インターネット配信サービスのみでの聴取世帯数算出において、配信サービス側に必要な諸条件を含めた算出方法や提出書類の書式を具体化していただくよう要望します。 【株式会社文化放送】	申請書の様式は、別途公表することを予定しています。
意見 3-6 ● カバー率の算出や申請書類を簡便なものとするよう要望	考え方 3-6
○ インターネット配信サービスによる聴取可能世帯については、4G や 5G 等の携帯通信、光ファイバなど多様な接続形態が想定され、放送事業者による把握が難しい。また、これらのサービスエリアは広く普及している状況から、提出を求める根拠資料については、なるべく簡便なものとするようお願いする。 【株式会社南日本放送】	頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考とさせていただきます。
○ また、申請時に提出する資料は、出来るだけ簡素な形のものを要望致します。 【西日本放送株式会社】	
○ 「～インターネット配信サービスのみで聴取が可能となる世帯数およびその比率」に関し、インターネットはPC等への有線接続と複数キャリアによるスマートフォンなどへの無線接続があり、それぞれのサービスエリアが複雑に重なって正確に判断することが困難となることも想定されます。エリアカバー算出にあたっては、放送事業者側へ過度の負担とならないような方法で実施できるようにご配慮をお願いいたします。 【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】	
意見 3-7 ● 本特例措置に限定することなく、インターネット配信サービスによるカバーを算定対象として認める制度整備を要望	考え方 3-7
○ また、特に近畿圏においては、地理的・地形的特性、経済合理性の観点から従来の手段によるカバ	頂いた御意見は、今後の参考とさせていた

一が困難な場合が多いため、本特例措置に限定することなく、今後の制度整備の中で radiko 等のインターネット配信サービスを世帯・エリアカバー率の算出対象として恒常的に最大限認めていただけるよう要望します。 【株式会社MBSラジオ】	だきます。
(2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと	
意見 4-1 ● 総務省における周知広報を要望	考え方 4-1
○ 総務省においても、社会的影響を最小限にするためにも、より一層の周知広報を行なって頂きたい。 【西日本放送株式会社】	総務省においても特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページの作成、SNSでの情報発信等、周知広報を行っております。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考とさせていただきます。
(3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと	
意見 5-1 ● 総務省から国土交通省・道路管理者への働きかけを要望	考え方 5-1
○ 特例措置適用局の運用休止エリアの聴取者から「トンネル内でFMラジオが聞けない。聞けるようにしてほしい」との問い合わせがありました。トンネル内での災害に直面したときの情報収集の手段としてFMラジオの重要性は高いと考え、トンネルの施設管理者への働きかけを続けています。しかし、地方放送局レベルでの働きかけだけでは限界があるため、総務省から国土交通省への働きかけをお願いしたいと思います。 【南海放送株式会社】	トンネル内の再送信について、道路関係者は「3 (3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと」の脚注 10 に記載している「AM放送の再送信を行っている関係者」に該当することから、特例措置適用事業者において適切な周知を行うことが求められます。頂いた御意
○ また、トンネル内再送信においても、引き続き働きかけを行なって頂きたい。	

【西日本放送株式会社】 ○ 放送事業者として、特例措置実施に関し影響を受ける住民への周知広報や問い合わせなど主体的に周知広報に努めますが、総務省におかれてもコールセンターの設置をはじめ自治体・公共交通機関・トンネル内再放送に対応いただく道路管理者に対して総務省も協力要請していただくよう要望します。 【株式会社山梨放送】 ○ 改定案におおむね賛成だが、高速道路のトンネルにおいては放送波による再送信がなるべく行われるよう、整備に向けて国土交通省や NEXCO 各社との調整を行うよう強く要望する。 【個人 5】	見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考とさせていただきます。
5 特例措置の適用期間の終了後の総務省の対応	
意見 6-1 ● 2028 年の一斉再免許までに FM 転換等が可能となる制度整備を行う方針に賛同 ○ 2028 年の一斉再免許までに FM 転換及び AM 局廃止が可能となるよう、制度整備を行う方針については適切であると判断します。 【北海道放送株式会社】	考え方 6-1 本案に対する賛同の御意見として承ります。
意見 6-2 ● 特例措置の適用期間終了後に AM 局廃止が可能となる制度整備を行う方針に賛同 ○ FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備として、特例措置の適用期間終了後の AM 中継局廃止が可能となる、制度整備の検討を行うことに賛同します。 ○ 現在運用休止中の AM 中継局廃止に向けた指針が示されたことは、設備維持にかかる費用（回線費、保守費等）の縮減の見通しが立つものと受け止めております。廃止に向けた取組では、FM や他の聴取方法への移行を聴取者をお願いしている中で、一旦休止をした AM 放送が再開されることで聴取者への混乱を招く恐れがあります。円滑な FM 移行を進めるためにも、休止継続のまま廃止となる制度整備を希望します。	考え方 6-2 本案に対する賛同の御意見として承ります。

【福井放送株式会社】	
意見 6-3 ● AM局廃止が早期に実現すること要望	考え方 6-3
○ AM中継局について、特例措置②適用期間（2025年9月1日～2026年10月31日）終了後に廃止可能となる制度整備は大いに歓迎すると同時に、AM放送の厳しい経営環境の観点から、1日も早い廃止の実現を要望いたします。 【株式会社ニッポン放送】	頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、AM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考とさせていただきます。
○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、制度面で「FM転換」に向けては、まずは「AM局廃止」から段階的に取り組むことを可能とすることが適当とされています。 ○ 放送事業者も「AM局廃止」を可能なところから早く行い、「FM転換」に向けての準備を進めたいことから2024年2月からの休止実験に参加しています。ほぼ2年の延長は「FM転換」の準備が遅れる可能性があるため、AM局の廃止が可能な限り早期にできるよう、制度整備を進めて頂きますようお願いします。 【長崎放送株式会社】	
○ 特例措置の適用を受けて運用休止を実施したAM局について、特例措置の適用終了後、AMラジオ事業者の置かれる厳しい経営環境にご配慮頂き、可及的速やかに廃止が実現されることを要望致します。 【東海ラジオ放送株式会社】	
○ 「運用休止の特例措置」の後に予定されるAM親局廃止の要件などに関しては、現改定案の時点では規定されておらず、現状では放送ネットワークの最終形をどうするのか経営判断が難しい状況となっています。なるべく早期にこれらの方針提示、制度整備をしてFM中継局新設、（親局を含めた）AM局停波の判断ができるようにしていただくよう要望いたします。 【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】	

意見 6-4 ● AM親局の廃局に関する制度整備の検討を要望	考え方 6-4
○ 特例措置の実施状況等を踏まえ、特例期間の適用終了後、AM局廃止が可能となるよう、制度整備を行っていただけることを有難く歓迎致します。ラジオ局の経営は年々厳しさを増しており、こうした観点からも速やかに制度整備を進めてAM局廃局の道筋をつけていただきたく考えています。また、親局の廃局につきましても制度整備の検討を併せてお願いします。 【南海放送株式会社】	頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、AM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考とさせていただきます。
意見 6-5 ● 特例措置を受けないAM中継局やAM親局の停波・廃局手続を早期に公表することを要望 ○ 「AM局廃止の取り扱いについても、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において検討することとし、2028年の一斉再免許までに必要となる制度整備に先行し、特例措置の適用を受けて運用休止を行ったAM中継局について、2②の特例措置の適用期間が終了後、AM局廃止が可能となるよう、制度整備を行うことを予定している。」と記載されていますが、実証実験に参加しない中継局の廃局する手順、また、親局のFM転換の方法、停波、廃局する手順について触れられていません。出来るだけ早い段階で公表頂きますよう要望致します。 【西日本放送株式会社】	考え方 6-5 頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、AM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考とさせていただきます。
意見 6-6 ● 特例措置の適用期間の終了後、電波を再輻射することなく廃止が可能となるよう、制度整備及び再度の適用期間における延長の可能性についての記載を要望 ○ 「FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行う」とされた点について、注釈13に「2028年の一斉再免許までに必要となる制度整備に先行し、特例措置の適用を受けて運用休止を行ったAM中継局について、2②の特例措置の適用期間が終了後、AM局廃止が可能となるよう、制度整備を行うことを予定している。」とありますが、運用休止期間が終了した後、再び電波輻射することなく廃止が可能となるよう、制度整備されることを強く要望いたします。	考え方 6-6 「2 特例措置の適用期間」に、特例措置の適用期間の終了後、特例措置適用事業者が当該適用期間の延長を希望するときは、総務省が必要と認める場合に、当該適用期間を延長することができることとしてお

○ 一方で今回の改定案においては、親局については記載がありませんので、2回目の適用期間終了後は再び電波輻射しなければならないと認識しています。電波を再輻射することなくスムーズな廃止が可能となるよう、2028年の放送局再免許まで、2回目の運用休止適用期間の延長の可能性についても、本改訂に含めていただきたくお願い致します。 【北陸放送株式会社】	り、適用期間の延長については記載されているものと認識しております。頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、AM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考とさせていただきます。
意見 6-7 ● インターネット配信サービスによるカバーを考慮する際の要件の緩和し、FM転換をせずにAM中継局を廃止可能とする制度整備を要望	考え方 6-7
○ radiko 等によるエリアカバーに関しては、特例適用局がカバーする一部の地域への考慮に止めずに、免許人の保有する全ての局でカバーする地域に対して、その一部を対象とする考え方とする等して、将来的にはFM転換をせずにAM中継局を廃止可能とする制度整備を望みます。 【株式会社STVラジオ】	AM局の運用休止に係る特例措置は、AM放送事業者が経営の選択肢として、FM転換やAM局廃止を検討するに当たって設けるものであり、基本的にはFM補完中継局等の放送により世帯・エリアカバーを行うことが前提であると考えます。 本案では、特例措置の適用を受けるに当たって、例外としてインターネット配信サービスによるカバーを考慮することができるものとして、休止するAM局がカバーする一部の地域をインターネット配信サービスによることを要件とすることが適当であると考えます。 頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、AM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考とさせていただきます。

	ます。
意見 6-8 ● FM転換に必要な制度整備を早期に行うことを要望	考え方 6-8
○ 併せて、今後も民間AMラジオ放送事業者の要望等に耳を傾けながら、同事業者の更なる経営基盤強化を第一の目的とし、来る2028年11月の次期再免許に向けた「FM転換及びAM局の廃止に必要な制度整備」について、早期に着手、公表をお願いいたします。 【株式会社ニッポン放送】	頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考とさせていただきます。
○ また、2028年以降の「FM転換」に向けても、2026年10月の特例適用期間が終了する前までに制度が整備されていることを望みます。 【長崎放送株式会社】	
○ 特例措置2回目終了以降の制度整備、親局を含んだAM局廃止、FM転換に関する制度整備を令和10年の再免許に十分な準備期間がとれるよう、可能な限り早期にお示しいただくよう要望します。 【株式会社文化放送】	
○ 弊社では現在、特例の適用を受けて運用休止を行ってきたが、FM転換及びAM局廃止に向けた検証は円滑に進んでいると認識している。必要な制度整備については、早急に行っていただくよう要望する。 【株式会社南日本放送】	
○ AMの設備（鉄塔や送信機）の維持には多額の投資が必要となります。先が見えない状況では、やらなくてもよい投資をし、結果として経営をより圧迫する事態になります。最終的なFM転換の制度整備についても極力早めに方針を示し、具体化していただくことを切望しております。 【北海道放送株式会社】	
○ 2回目の特例措置の適用期間終了後にAM局廃止が可能となる制度整備を行う方針は適切ですが、ラジオ各社の経営計画策定に資するため、最終的なFM転換の制度整備についても、できる限り早	

期に方針を示し、具体化していただくよう要望します。 【株式会社ＴＢＳラジオ】	
○ ２回目の特例措置の適用期間終了後にＡＭ局廃止が可能となる制度整備を行う方針におきまして、最終的なＦＭ転換の制度整備についても、できる限り早期に方針を示し、具体的に推進して頂くよう要望します。 【朝日放送ラジオ株式会社】	
○ ２回目の特例措置の適用期間終了後にＡＭ局廃止が可能となる制度整備を行う方針は適切ですが、ラジオ各社の経営計画策定に資するため、最終的なＦＭ転換の制度整備についても、できる限り早期に方針を示し、具体化していただくよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	
○ 本編で「特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省は、ＦＭ転換及びＡＭ局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととする」とあります。ＦＭ転換及びＡＭ局廃止についての制度整備に関して、民間ＡＭラジオ放送事業者の経営負担にならないよう早い段階で明確な方針を示していただくよう要望します。 【株式会社山梨放送】	
意見 6-9 ● 空中線の撤去に関する特例措置の検討を要望	考え方 6-9
○ ＡＭ局の廃止時には遅滞なく空中線を撤去するよう電波法で定められています。ＡＭ局の送信空中線は大規模な構築物であり、撤去には多くの工数を要する事から、暫定の停波措置や撤去期間の猶予を認める等の特例措置も検討して頂けるよう要望します。 【青森放送株式会社】	ＡＭ局の廃止時における空中線の撤去については、電波法第 78 条に定める空中線の撤去等の電波発射防止措置義務に基づき適切に対応されるべきものと考えます。また、電波法施行規則第 42 条の 4 において、「空中線を撤去することが困難な場合にあっては、送信機、給電線又は電源設備

	を撤去すること」とされています。
参考「FM転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」	
意見 7-1 ● AM中継局よりAM親局を先に廃止できることを要望	考え方 7-1
○ (2)に「主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を廃止」の例がありますが、AM親局とAM中継局の廃止については順序の制約がなく、AM親局を先に廃止できることを希望します。 ○ よって、FM親局になった場合のAM中継局（補完なし）についての制度整備も2028年の一斉再免許までに実現されることを求めます。 【北海道放送株式会社】	頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
意見 7-2 ● 元AM親局に対する重大放送事故対応や登録点検期間の緩和を要望	考え方 7-2
○ 主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を補完中継局に変更した場合、放送局の負担軽減のため、元AM親局に対する重大放送事故の扱いや登録点検期間が緩和される事を望みます。 【株式会社STVラジオ】	頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
その他	
意見 8-1 ● 「など」を「等」とする意見	考え方 8-1
○ P3 「地理的・地形的特性、経済合理性などの観点」は「地理的・地形的特性、経済合理性等の観点」とする ○ P8「聴取者に影響が少ないことなど」は「聴取者に影響が少ないこと等」とする 【個人4】	御意見を踏まえ、3(1)の「地理的・地形的特性、経済合理性など」を「地理的・地形的特性、経済合理性等」に、3(9)の「運用休止に関する作業など」を「運用休止に関する作業等」に、「◆ 2①の特例措置の適用期間延長に関する手続」の「聴取者に影響が少ないことなど」を「聴取者に影響が

	少ないこと等」に修正させていただきます。
--	----------------------

※ なお、「考え方 8-1」に記載しているほか、以下の修正を行っています。

- ・ 令和 6 年 12 月 13 日に「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第 3 次）」が公表されたことを踏まえ、前文第 2 パラグラフの「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第 3 次）[案]」を「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第 3 次）」に修正します。
- ・ 脚注 3 に脱字があったため、「福井放送」を「福井放送株式会社」に修正します。
- ・ 脚注 10 に脱字があったため、「当該事業者が提供するラジオ放送」を「当該事業者が提供する AM 局によるラジオ放送」に修正します。